



藤原マサノリ (志政会)

1. 休日歯科応急診療事業について
2. 多摩センターエリア、これからの街づくりについて

問 医療法第30条の根拠のもとに運営している休日歯科応急診療に対する多摩市の基本的見解を伺う。

答 東京都がニーズを認めた医療保健政策区市町村包括補助事業であり、現在48の区市が実施中である。

問 憲法13条で保障される患者の権利を、単に費用対効果の視点のみで休日歯科応急診療を中止した場合、人道上の問題を起しかねないかがか。

答 医療法ではセーフティネットの担保の為、救急医療の確保が定められている。また、医師には治療の求めに応じる応召義務が定められている。

問 土日診療の歯科医院も増えたが、多くは完全予約制であり、突発的急患を受け入れられるのか。

答 対応が困難な場合があると考える。引き続き休日歯科応急診療をすすめ、市民の安心安全につなげたい。

問 多摩センターの活性化は急務。民間の協力・都市計画税の活用で、来街者を増やす政策を進めて欲しいが、いかがか。

答 ハード・ソフト両面の活性化を前向きに進めていく。



岩永ひさか (夢まち会議)

1. 自治基本条例制定20周年を迎えて
2. 児童館50周年と今後に向けて

問 記憶は風化していく。自治基本条例の策定過程を総括し、記録することが必要だと考えている。見解を伺う。

答 長期に渡る議論を経て制定された過程等は市の財産である。本条例の認知度向上とともに過去からの情報も整理、保管、発信していくことも検討したい。

問 現在、「協創」という概念を盛り込んだ条例改正が検討されている。日本語として存在しない造語を、例規に用いることは適切ではないと思う。見解を伺う。

答 確かに「協創」は造語である。法律では国語的な根拠が必要だが、市長として「協創」の使用を必ずしも否定することはできない。慎重な議論は必要と思う。

問 現行条例を改正しなければ、「協創」の概念を生かした取組みが成立せず、実施不可能なのか。

答 条例を改正しなくても取組めるものだ。

問 「都内一子育てにやさしいまち」をめざす多摩市の財産とし、児童館が運営されてほしいが、見解を伺う。

答 未来志向で今後の児童館運営の在り方を検討している。



松田だいすけ (自民党)

1. 市のDXはどこまで進められるか
2. 乞田川の護岸改良工事について

問 24時間365日オンライン申請について進捗を伺う。

答 例として施設利用料金のキャッシュレス決済などを行っている。他にもできるところから進めていく。

問 東京都でも8月からchat GPTの全局利用を開始した。これら生成AIの利用について伺う。

答 個人情報や機密情報漏えいなどの課題はあるが、リスク回避と事務効率について研究していきたい。

問 乞田・貝取ふれあい館の前まで乞田川の護岸工事が進んでいるが、地元から出ている要望はどのようなものであったか、またその対応について伺う。

答 水辺に触れる空間整備について要望が出ているが、これについて治水上の観点から難しいと都から伺っている。

問 今後の工事に際して地元の意見も市として吸い上げていただきたいがどうか。

答 地域の実情も踏まえ、都と意見交換しつつ要望していきたい。



中島律子 (あすたま・維新)

インクルーシブ教育を進めるために障がいのある子の就学相談から考えていこう

問 多摩市教育委員会の就学相談案内の動画において、障がいがあっても地域の通常学級への進学を考えたい場合の保護者への案内が足りていない。インクルーシブ教育をすすめるためにも、今以上に障がいのある子が地域の学校を検討しやすくする必要がある。就学相談に関するホームページなどの内容についての改善を要望するがいかかか。

答 保護者からの意見として受け止め、例にあげていただいた川崎市のホームページなども参考とさせていただく。

問 就学相談において障がいのあるお子さんが地域の通常学級を希望した場合、入学前にその子にどんな配慮が必要かを十分に話し合い入学までにサポート体制を整える必要があるがいかかか。

答 年度当初より少しでも安心して学校生活をおくれるよう、障がいのあるお子さんや特別な配慮が必要なお子さんについては、計画的にピアティーチャーを含めた学校体制を構築して必要な形を整えていく。

